

**通常業務に支障をきたすため電話でのお問い合わせはお控えください。**

## 新型コロナウイルス感染症のPCR検査について

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、現在複数の国が入国者に対して渡航前の遺伝子検査（PCR検査）の実施とそれに関する結果証明書の提出を求めています。当院でも下記条件に該当する方の遺伝子検査（PCR検査）を実施させていただいております。

### 【受付条件】

- ・ 原則、ビジネス目的の海外渡航者であること
- ・ 所属会社からの依頼状があること
- ・ 有効期限内のパスポートがあること
- ・ 渡航国に応じた記載内容、所定書類の有無を予め外務省、大使館、ホームページ等で確認してあること（所定書類がある場合は必ず提出すること）
- ・ 検査後、証明書の発行まで基本2日かかること
- ・ 過去2週間に国内外含め感染流行地域に訪問していないこと
- ・ 過去2週間の体調が良好であること
- ・ 感染結果が陽性となった場合、感染者として保健所の指示に従うこと

### 【検査の流れ】

①当院ホームページの「ビジネス渡航者向け 新型コロナウイルスPCR検査について」を確認（添付書類も事前に一度確認してください。）

↓

②電話で申し込み

- ・ 電話では、名前・生年月日・連絡先・渡航日・渡航場所・検査希望日・検査方法・書類の送付方法のみ伺います。（そのほか質問事項は、メールまたはFAX送付時にお願い致します。）
- ・ 1日に受付できる人数に限りがあります。
- ・ 当院での検査可能日は、祝日を除く原則月・火・木・金曜日の午前のみです。  
検査当日は、11：45頃来院。午前の一般診療終了後検査になります。
- ・ 結果の発行は、通常翌々日の午前です。（検査会社の混雑状況により遅くなる場合があります。）  
病院が休診の場合はそれ以降となります。  
渡航の都合により、翌日の検査結果を希望する場合は申込時にご確認ください。
- ・ 検査結果は本人に直接お伝えします。来院できない方の検査は、原則お断りしております。
- ・ 検査方法（鼻咽頭スワブまたは唾液など）は、事前に大使館などに確認して下さい。



③下記書類をメールまたはFAXで送付

- ・依頼状（依頼者は会社内のどちらの部署でも構いません。会社からの依頼が必要です。）
- ・申込用紙
- ・PCR検査説明書（内容を確認の上、レ点を記入してください。）
- ・PCR検査同意書（本人の自署、住所、住所のふりがな、パスポート番号を記入してください。）
- ・パスポートコピー（手続きの都合上当日パスポートを持ってこられない場合は必ず送付してください）
- ・英文陰性証明書以外に必要な書類



④送付書類を確認後、メールまたはFAXを送らせていただきます



⑤検査当日、11：45頃パスポート・同意書原本・検査費用を持って来院

受付→診察→会計→車で待機→午前の一般診療終了後検査



⑥検査2日後、検査結果が出ているか電話にて確認

検査結果は電話ではお伝えできませんのでご了承ください。



⑦診察券・書類の費用を持って来院

- ・証明書の発行は、診察の順番となりますので混雑時はお待ちいただく場合がございます。時間に余裕をもってお越しください。
- ・英文陰性証明書には、検査日・証明書発行日が記載されます。

⑧会計を済ませ終了

※通常の業務に差し支えるため、質問等はメールまたはFAXにてお願い致します。

送付いただいたメールまたはFAXの返事は1日以上かかることもあります。

※フライトの変更により検査日時の変更やキャンセルの場合のみ電話にてご連絡をください。

※10・11・12月は、インフルエンザの予防接種のため院内が大変込み合い検査や結果の発行に時間がかかる場合がございます。ご了承ください。

チルドレンクリニック

TEL：053-420-6111

FAX：053-420-6116

メールアドレス：[childrenclinictokou@gmail.com](mailto:childrenclinictokou@gmail.com)

- ・PCR検査専用のメールアドレスです。  
電話で申し込みをしてからメールを送ってください